

平成29年度第1回子ども・子育て会議 意見・要望に対する市の見解等

○「案件(1)弘前市待機児童解消策の実施状況について」関係

No.	意見・要望等	市対応・見解等
①	保育士不足の施設に対する保育士の雇用促進	市では各施設に対し、保育士の雇用等の参考とするよう、毎月の保育利用申込者数及び待機・保留となった児童数（理由別）を情報提供しており、また、乳児を9人以上入所させる場合は常勤看護師等の配置が必要となるため、9人以上の入所児童数が見込まれる場合は、早い段階で看護師等の雇用を指導・要請している。 今後も引き続き実施していくとともに、慢性的に保育士不足となっている施設や不足する恐れがある施設に対しては、施設との連絡を密にし、早い段階での雇用指導・要請を行うなど今まで以上に対応を強化していくこととする。
②	待機・保留児童の状況把握と支援	当市の待機・保留児童の状況については、保護者の方に、保育利用申込書に利用できなかった場合の対応について記入してもらう事で状況を把握している。また、特別な支援が必要な相談等があった場合は、課や部内で情報共有し、連携しながら対応している。 今後も継続していくとともに、特に増加傾向にある「保留児童」の現状を踏まえ、今まで以上に保護者から家庭事情等を詳しく聞き取り、必要な支援や事業のあっせんを行うなど対応を強化していくこととする。
③	保育施設等の選択肢の増加と希望施設への支援	市では、保護者の施設利用の選択に資するよう、市内の施設一覧及び施設マップの設置・提供（子育て支援課、駅前子どもの広場、岩木・相馬各総合支所、健康づくり推進課、市内教育・保育施設）及び市HPへの施設一覧並びに施設の空き状況を掲載している。 保護者には利用申込み前に希望施設の事前見学を行うよう案内しており、また、特別な支援が必要な児童については、市からも希望施設へ事前に連絡するなど施設利用が円滑に行えるよう対応している。 今後も各施設と連携を図りながら対応・支援していくこととする。
④	幼稚園等に対するの保育ニーズのあっせん	市では、保育利用の申込みの際、家庭事情に合わせ、必要に応じて幼稚園+預かり保育の利用等も案内している。また、待機・保留となった児童については、保護者宛での通知書に幼稚園等の利用も検討していただくよう案内文を同封している。 今後も幼稚園等との連携を図りながら、保護者のニーズに合った施設利用を案内していくこととする。

○「案件(2)弘前市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて」関係

No.	意見・要望等	市対応・見解等
⑤	「利用者支援事業」の実施	利用申込みの際の窓口対応等において、家庭事情を伺いながら、保護者の希望や状況に合った施設や必要な支援等を紹介・あっせんしており、また、特別な支援が必要な家庭や児童については、課や部内で情報共有し、連携しながら対応している。 利用者支援については窓口対応を強化することで進めることとしており、事業の実施については今後必要に応じて検討することとしている。 なお、母子保健型（子育て世代包括支援センター）については、平成30年度中の事業開始に向け調整中である。
⑥	放課後健全育成事業における利用児童の実態把握とそれを踏まえた見直し計画の策定	児童館内で実施する児童クラブは、児童館の延長利用事業として、放課後児童健全育成事業に準じて実施している。同じ建物内で児童館の通常利用と延長利用事業を実施しているため、利用者が延長利用事業を申し込まない場合もあり、事業の利用者数が把握しにくい状態となっているものとする。今後は、児童館の開館時間等を見直すなど、事業の整理を進めることで対応したい。

○その他の意見・要望等

No.	意見・要望等	市対応・見解等
⑦	保育認定時間（標準時間、短時間）の区分の見直し	保育認定時間については、国が定める基準に従って区分しているもので、保育短時間（8時間）の児童を標準時間（11時間）とした場合、本来の必要量以上の保育時間となり、現場の保育士等への負担が増える可能性などが考えられる。現段階では市独自で見直すことは考えていない。